

健感発 0311 第 4 号

令和 3 年 3 月 11 日

各都道府県衛生主管部（局）長

厚生労働省健康局結核感染症課長

（ 公 印 省 略 ）

HIV 感染症・エイズに関する医療体制について（依頼）

「エイズ治療の拠点病院の整備について（通知）」（平成 5 年 7 月 28 日付け健医発第 825 号厚生省保健医療局長通知）等により、各都道府県におけるエイズ治療の拠点病院の選定・確保をはじめとした医療体制の整備をお願いしてきたところですが、これまでの医療体制の整備及び抗 HIV 療法の進歩等により、我が国においては、HIV 感染者及びエイズ患者（以下「感染者等」という。）の生命予後が顕著に改善されました。

これに伴い、感染者等の増加及び高齢化に対応する必要が生じており、感染者等を主体とした良質かつ適切な医療を居住地において安心して受けることができるよう、現状に即した医療体制を整備していく必要があるものと考えます。

各都道府県におかれては、上記通知及び「後天性免疫不全症候群に関する特定感染症予防指針」（平成 29 年厚生省告示第 9 号）等を踏まえ、HIV 感染症及びエイズ治療（以下「エイズ治療」という。）の拠点病院と連携のもと、どの医療機関でもその機能に応じて感染者等に必要な医療を提供できるよう、現状の感染者等の医療ニーズ等に鑑みて、下記の事項に御留意の上、改めて現状の医療体制の御確認をお願いします。

記

1 医療機関連携による長期的なエイズ治療提供体制の構築

HIV 感染症及びエイズの予後の改善に伴う感染者等の累積的な増加に対応するためには、機能の異なる医療機関が連携して感染者等にとって最適な医療を長期的に提供するための体制を感染者等の病状や背景に十分留意した上で、感染者等と医療スタッフが協働して構築していくことが必要です。

そのため、都道府県内のエイズ診療ブロック拠点病院、中核拠点病院及び拠点病院（以下「エイズ治療拠点病院等」という。）について、それぞれが果たすべき役割を改めて御検討ください。その結果を踏まえ、地域の医療・福祉資源や感染者等のニーズ（地理的条件や交通機関の整備状況等）等を踏まえ、エイズ治療拠点病院等以外の

医療機関とも連携して、感染者等に長期にわたり総合的なエイズ治療を提供できる体制を構築いただきますようお願いいたします。

なお、感染者等に対しては、標準予防策により全ての医療機関及び福祉施設等で診療やサービスを提供することが可能であると考えますが、未だ医療・福祉等の現場で差別偏見による感染者等の受入拒否が起こっているものと承知しています。医療体制の整備とともに、こうした受入拒否等が発生しないよう必要な周知徹底を図っていただきますようお願いいたします。

2 合併症に対応するための体制構築

感染者等の予後の改善に伴い、様々な合併症に対する治療体制が求められます。そのため、エイズ治療拠点病院等が必要に応じて、エイズ治療以外の拠点病院等（例えば、がん診療連携拠点病院等）と連携し、感染者等に必要な医療を適切に提供できるような医療体制を構築いただきますようお願いいたします。

3 地域のエイズ治療体制の維持及び向上

エイズ治療拠点病院等においては、地域のエイズ治療の要として、科学的根拠に基づく最新の知見を有していることが求められます。その上で、エイズ治療拠点病院等は、地域のエイズ治療体制を長期的に維持、向上させるために、地域の医療従事者に対する HIV 感染症及びエイズに関する基礎的な研修や高度なエイズ治療を担う医療従事者の育成を行っていただきますようお願いいたします。

また、「保健所における HIV 検査の実施について」（令和3年3月11日付健感発0311第3号・健健発0311第8号厚生労働省健康局結核感染症課長・健康課長連名通知）においては、スクリーニング検査の結果を受検者に通知する際に、受検者からの相談を受けられるようにすることやスクリーニング検査陽性者を確実に確認検査につなげることが必要であることをお示ししています。こういった体制整備に当たっても、必要に応じてエイズ治療拠点病院等との連携を検討いただきますようお願いいたします。

以上を踏まえ、エイズ治療拠点病院等の選定を変更しようとする場合には、以下の担当まで協議をお願いいたします。

【協議先】

厚生労働省健康局結核感染症課
エイズ対策推進室 エイズ医療係
担当 湯永、田中
03-5253-1111（内線 2358）